

## 令和3年第5回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》            専決処分        1件、補正予算        5件  
                              条例改正        9件

合計 15件

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
承第9号	専決処分の承認について 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第7号）	11月29日	11月29日	承認
議第72号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第8号）	11月29日	11月29日	可決
議第73号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）	11月29日	12月20日	可決
議第74号	令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正 予算（第3号）	11月29日	12月20日	可決
議第75号	令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第2 号）	11月29日	12月20日	可決
議第76号	美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、 期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について	11月29日	12月20日	可決
議第77号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改 正する条例について	11月29日	12月20日	可決
議第78号	美濃市文化会館条例の一部を改正する条例に ついて	11月29日	12月20日	可決
議第79号	美濃市健康文化交流センターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例について	11月29日	12月20日	可決
議第80号	美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について	11月29日	12月20日	可決
議第81号	美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例 について	11月29日	12月20日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 82 号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	11月29日	12月20日	可決
議第 83 号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第10号）	12月20日	12月20日	可決
議第 84 号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月20日	12月20日	可決
市議第7号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	12月20日	12月20日	可決

承第 9 号 専決処分の承認について

令和3年度美濃市一般会計補正予算（第7号）

(内容) 補正額 107,800 千円  
補正後の額 9,999,907 千円

議第 7 2 号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第8号）

(内容) 補正額 140,000 千円  
補正後の額 10,139,907 千円

議第 7 3 号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第9号）

(内容) 補正額 86,278 千円  
補正後の額 10,226,185 千円

議第 7 4 号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

(内容) 補正額 △982 千円  
補正後の額 2,584,196 千円

議第 7 5 号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）

(内容)	補正額	補正後の額
収益的収入	73,766 千円	2,704,488 千円
収益的支出	52,764 千円	2,877,110 千円
資本的支出	27,995 千円	503,007 千円

## 議第76号 美濃市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃病院に勤務し、新型コロナウイルス感染症がまん延していた状況下で医療体制の保持に貢献した職員へ特別報酬を支給するため、改正を行うもの。

(改正内容)

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間中に美濃病院に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務する職員に、医療体制保持特別報酬として当該職員1人につき30,000円を支給する規定を追加する。

## 議第77号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃病院関係業務のうち新型コロナウイルス感染症患者等への対応にかかる業務手当の適正化を図り、及び緊急業務のために待機をする職員の待遇を改善するため、並びに新型コロナウイルス感染症がまん延していた状況下で医療体制の保持に貢献した職員へ特別手当(特殊勤務手当)を支給するため、改正を行うもの。

(改正内容)

- 1 美濃病院関係業務について、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の診療等に従事する職員への業務手当(日額2,000円)の規定を削除する。
- 2 美濃病院関係業務について、正規の勤務時間外である昼間又は夜間に待機を命ぜられた放射線技師、臨床検査技師及び訪問看護ステーション清流に勤務する看護師に対する緊急業務待機手当(1回1,000円)の規定を追加する。
- 3 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間中に美濃病院に勤務し、同年12月1日時点で引き続き勤務する職員に、医療体制保持特別手当として当該職員1人につき30,000円を支給する規定を追加する。

(施行期日)

令和4年1月1日

## 議第78号 美濃市文化会館条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃市文化会館の利用料金について、入場料等を徴収する場合に、料金の加算を行うことを条例において明確化するため改正を行うもの。

(改正内容)

入場料等を徴収する場合の加算料金について規定する。

- (1) 入場料等の額が100円以上500円以下の場合 利用料金の1割の額

(2) 入場料等の額が501円以上1,500円以下の場合 利用料金の3割の額

(3) 入場料等の額が1,501円以上3,000円以下の場合 利用料金の5割の額

(4) 入場料等の額が3,001円以上の場合 利用料金の10割の額

(施行期日)

令和4年1月1日

## 議第79号 美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃市健康文化交流センターにおける多目的ホールの利用促進及び受益者負担の適正化を図るため、同センターの利用料金体系の一部を改正し、並びに入場料等を徴収する場合に、料金の加算を行うことを条例において明確化するための改正を行うもの。

(改正内容)

多目的ホールのフロアのみを利用する場合の利用料金に関する規定を追加する。  
入場料等を徴収する場合の加算料金について規定する。

(1) 入場料等の額が3,000円以下の場合 利用料金の5割の額

(2) 入場料等の額が3,001円以上の場合 利用料金の10割の額

(施行期日)

令和4年1月1日

## 議第80号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正を行うもの。

(主な改正内容)

1 保育所等が記録、作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続に係るもので、書面によることが規定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する。(第4章第54条)

2 保育所等が保護者へ行う説明について、文書の交付に代えて電磁的方法により行うことを可能とする旨の個別の規定を削除する。(第6条・第39条)

(施行期日)

公布の日

**議第 8 1 号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

(改正趣旨)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正を行うもの。

(主な改正内容)

家庭的保育事業者等が記録、作成等を書面で行うこととされていたものについて、電磁的方法により行うことを可能とする旨の規定を追加するもの。(第 6 章 第 5 0 条)

(施行期日)

公布の日

**議第 8 2 号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

(改正趣旨)

産科医療補償制度の見直しによる当該制度の掛金の引下げ、及び健康保険法施行令の改正による出産育児一時金の支給額の引上げに準じ、改正を行うもの。

(改正内容)

1 出産育児一時金の支給額

4 0 4, 0 0 0 円 → 4 0 8, 0 0 0 円

2 産科医療補償制度に係る保険者が定める加算額の上限額

1 6, 0 0 0 円 → 1 2, 0 0 0 円

(施行期日)

令和 4 年 1 月 1 日

**議第 8 3 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 0 号)**

(内容) 補 正 額 1 3 7, 0 0 0 千円

補正後の額 1 0, 3 6 3, 1 8 5 千円

**議第 8 4 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

(改正趣旨)

特別職報酬等の額について (令和 3 年 1 1 月 9 日付美濃市特別職報酬等審議会答申) を参酌し、特別職の職員の給料月額を引き下げる改正を行うもの。

(改正内容)

特別職の職員の給料月額を引き下げる。(第 3 条)

・市長 8 1 7, 0 0 0 円 → 8 0 0, 0 0 0 円

・副市長 6 9 5, 0 0 0 円 → 6 6 5, 0 0 0 円

・教育長 5 7 8, 0 0 0 円 → 5 7 5, 0 0 0 円

(施行期日)

令和4年1月1日

**市議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について**

(改正趣旨)

特別職報酬等の額について（令和3年11月9日付美濃市特別職報酬等審議会  
答申）を参酌し、議会の議員の報酬月額を引き下げる改正を行う。

(改正内容)

議会の議員の報酬月額を引き下げる。（第2条）

- ・ 議長 398,000円 → 365,000円
- ・ 副議長 353,500円 → 325,000円
- ・ 議員 332,000円 → 300,000円

(施行期日)

令和4年1月1日